

令和 7 年 8 月

被保険者 各位

共愛会健康保険組合
理事長 下河辺 智久

令和 7 年度 健康保険被扶養者資格確認調査について

◆ 実施目的

共愛会健康保険組合では、高齢者医療制度における拠出金および保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第 50 条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の現況確認だけではなく、加入者のみなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆ 調査対象者

①被扶養者がいる場合、その被扶養者を共同で扶養する義務のある方



添付書類 A の方

※例) 本人と配偶者の収入を比較するため

②令和 7 年 8 月 1 日現在認定している 16 歳以上(※)の被扶養者



添付書類 B の方

※16 歳以上で 4 月の状況確認時に学生と確認できた方は除きます。

◆ 調査の流れ

時期	内容	流れ
8 月 4 日	「調査票」の配布	事業主(総務課) → 被保険者
8 月 4 日～	「調査票」順次提出	被保険者 → 事業主(総務課)
8 月 18 日 (月)	「調査票」提出期限	総務課必着
8 月中	健保の審査期間※	不該当者に随時通知を送付

※健保で審査を行い、追加で書類の提出依頼をする事がありますので、速やかにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

◆ 提出期限 令和 7 年 8 月 18 日(月) 総務課必着

※送付した封筒に提出書類一式を入れて返送して下さい。

◆ 送付物

- ・ 令和 7 年度 健康保険被扶養者調査票【裏面に見本を記載】
- ・ 添付書類一覧表（裏面に記載）

◆ その他注意事項

- ① **提出期限を過ぎても調査票並びに必要な証明書類の提出がない場合は、被扶養者の資格が確認できないため、さかのぼって令和 7 年 4 月 1 日付で被扶養者の資格を喪失といたします。**
- ② 調査対象者の方が就職・収入増にも関わらず扶養になったままや仕送りを条件とするにも関わらず仕送りをしていない場合は、至急総務課へ被扶養者異動の手続きをお願いします。
- ③ ①と②に該当した場合は、さかのぼって資格喪失となり、それ以降にかかられた医療費(健保負担分)を健保組合へ返還していただきます。
- ④ 所得証明書等の発行手数料は各自でご負担ください。
- ⑤ 記入漏れや添付書類の不備が無いように、提出前に必ずご確認ください(封筒の裏面に☑欄有り)。